

静岡県教育委員会
学校教育課長様

平成25年度
言語・聴覚・発達障害等の教育に関する

要望書

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会

はじめに

日頃より、通級指導教室について格別のご理解とご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会は、言語・聴覚・発達障害に関する教育の推進を図ることを目的として、昭和45年の発足以来、県下の通級指導教室、養護学級（難聴）担当者が、幼児教育担当者や医療機関等の療育担当者と共に言語・聴覚・発達障害教育のための実践的研究及び相談事業等を着実に積み重ね、特別支援教育の充実と担当者の資質向上に努めてまいりました。近年においては、本会主旨に賛同される校内特別支援コーディネーターの先生方にも本会に加入していただき研究団体としての基盤が確立されています。

現在、通常学級における特別支援教育のウェイトが緊張を伴いながら大きくなっている現状の中で、通級指導教室に対するニーズが量と共に質の面でも急増しています。今後も、言語・聴覚障害児教育はもとより、発達障害児教育等も含めた研究組織として本県の特別支援教育の発展に対して更なる役割を果たしていきたいと考えております。

昨年度、障害者制度改革の動きとして、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別教育支援の推進」が報告されました。「障害の有る無しにかかわらず同じ場所で共に学ぶこと」をめざすもので来年の4月1日から、インクルーシブ教育システムが導入されます。導入されたからと言って体制的には、大きな変化がないと伺っています。今まで以上に保護者と話し合い、方向性を定めることが重要になると思います。やれる事、やれない事等、難しい局面が予想される中、全ての教職員に専門性が求められる時代になりました。だからこそ、通級指導における知識や技能の専門性を通常学校の教職員に伝えることが期待されると思いますので、別記事項について格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

平成25年11月 日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会
会長（静岡市立番町小学校長）宇佐美昌好

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会＝静言研とは・・・

1 組織の沿革

昭和44年、静岡市立一番町小学校と浜松市立高砂小学校に「ことばの教室」が開設された。以後、次々に「ことばの教室」が開設された。

昭和45年、静岡大学の新井清三郎教授を会長として「静岡県言語障害研究会」が発足された。「ことばの教室」6教室の担当者を中心に20名の会委員でのスタートであった。この会は、教育に関することのみならず、医療・福祉の増進を図ることも目的として、調査、診断、治療、教育、福祉など幅広い分野で研究協議や情報交換が活発に行われた。

昭和55年には言語障害学級20、難聴学級8、関連言語教室（幼児）3、会員数90名となり、会の名称を「静岡県言語・聴覚障害児教育研究会」と改め、難言教育の向上のための実践的研究を着実に積み重ねていった。しかし、依然として、「実態は通級」だが「制度は固定学級制」という矛盾は解消されていなかった。このような状況に対して、文部省は平成2年に「通級学級に関する調査協力者会議」を設置し、平成5年「通級による指導」が法制化され、教育課程に明確に位置づけられるようになった。このことにより県内すべての言語障害学級は「通級による指導」に移行し、30年来の矛盾を解消することとなったが、教員配置の根拠を定めなかったため、現在に至るまで通級指導担当者は加配教員という立場となり、教員配当に曖昧さを残すこととなった。

平成10年、静岡市において「全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会の静岡大会」が開催された。大会を開催するにあたって、校長会組織や行政との関連が薄いことが大きな障壁となっていたが、大会の開催を機に難言教室（学級）設置校長会を組織し、事務局校長が実行委員長を務めるなどの組織改革を行った。その後もこの静言研会長に現職校長が就任するなど研究団体としての強固な基盤が確立されていった。

平成19年度より、会の名称を静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会と改め、発達障害通級教室を組織か委員に加えた。特別支援教育の実施に伴い、教育現場からのニーズが拡大したり、求められる専門性に変化が生じたりしており、新たな課題への取り組みが急務となってきた。今まで以上に、校長会組織や行政との関連を強め、連携して言語・聴覚・発達障害教育にかかわる指導者の資質向上や教育環境整備に努めている。

2 組織の構成

運営組織としては、公立小学校設置校校長による会長（1名）・副会長（3名）を置き、会員の中から運営委員（平成25年度24名）・専門委員（平成25年度11名）を互選している。

会員は、言語・聴覚・発達障害教室担当者、幼児言語教室担当者を中心に医療・福祉関係者、教育行政担当者、学識者、通常学級担任、特別支援学級担当者、特別支援教育コーディネーターなど約200名で構成されている。

3 研修と事業内容

- ①定例研修会（年3回東中西の各地区で順次開催）
- ②新任者研修（通級教室経験年数3年未満の指導者対象 平成25年度48名参加）
- ③地区講習会（各地区において）
- ④小中学校通級指導教室設置校長・幼児指導機関所属長会（東中西の各地区において）
- ⑤要望書の提出（県教育委員会、各政令市）
- ⑥各専門部会・委員会活動（研究部、広報部、会計部、通級教室・早期教育充実委員会）
- ⑦県身体障害者福祉会（県厚生部）補助事業
 - ・幼児教室運営費補助事業
 - ・地区講習会への助成
 - ・指導者研修会への助成
 - ・啓発事業（ホームページによる相談事業）への助成

要 望 事 項

I 通級教育の充実のための要望

- 1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いいたします。
- 2 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を活かしつつ、その経験が適切に継承されるよう人事面での配慮をお願いいたします。
- 3 通級指導教室担当者は、通常の指導に加えて、在籍校や関係機関の訪問・参観等も欠かせない業務です。在籍校訪問にかかる旅費についても、予算として配慮をしていただくようお願いいたします。また、通級指導教室担当者と校内特別支援コーディネーターとの連携もとても大切な業務のひとつです。ぜひ、校内特別支援コーディネーターと十分な連携がとれるよう校内特別支援コーディネーターの担当時間数のご配慮をお願いいたします。

II 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

言語障害通級児童の割合は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は、増えていません。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いいたします。

III 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

難聴児のニーズについて、発達段階に応じた的確に把握し、将来の社会参加に向けて必要な支援を受けられるよう、下記の点についてご配慮、ご検討をお願いいたします。

- ・研修会等で難聴についての理解を広げる場の設定について
- ・聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室と、医療機関や市町の保健センター、幼保育園、学校が情報を共有し、連携して支援ができるような働き掛けについて

IV 発達障害通級指導教室充実発展のための要望

- 1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだまだニーズに応えるものではありません。未設置の市町においては、一刻も早く新設されることを願います。また、既設の市町においてもニーズに応じた新設、増設をお願いいたします。
- 2 県内では、中学校の発達障害通級指導教室は浜松に静岡に1教室、浜松に2教室ありますが、他市町は通級での指導を受けることが出来るのが6年生までとなっています。ぜひ、中学校での発達障害通級指導教室の新設をお願いいたします。

V 早期指導充実発展のための要望

- 1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。そこで、県内どこの市町においても一定の支援を受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われます。早期支援の重要性を鑑みこのことについてご検討くださるようお願いいたします。
- 2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員の配置と増員をお願いいたします。また、市町に対して、非常勤嘱託等を配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約も含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

I 通級教育の充実のための要望

1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いいたします。

平成5年の通級制度法制化が契機となり、全国に通級指導教室が設置されるようになりました。静岡県においても、通級指導教室の必要性が広く理解されるようになり、平成8年度には言語障害通級指導教室が29教室しかなかったものが、各教育委員会のご努力により、今年度は発達障害通級指導教室も併せて78教室にまで増えてきました。

しかし、表I-1-①からも分かるように、通級指導教室の設置が遅れている地区も残されています。特に伊豆地区南部は他の地区同様多くのニーズの存在があるにもかかわらず（表I-1-②参照）言語・幼児・発達障害のどの教室もほとんど存在していません。

また、市町村合併により、同一市町内でも遠距離から通級している児童もいます。そのため、峠をいくつも越え往復2時間も車を走らせ通級させているという話も耳にするほどです。さらに適応改善以外の理由で途中退級した児童の保護者に理由を尋ねると約2割の方が「送迎困難のため」と答え未改善のまま通級を諦めるという残念な実態もあります。

こうしたことから、各市町の小中学校の設置状況を調査し、それに基づく教室設置を行い、地域間格差をなくすよう、ご尽力をお願いいたします。

表 I - 1 - ① 通級指導教室未設置の市町

	言語教室	幼児教室	発達障害教室
東部	伊豆の国市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 清水町 長泉町 小山町	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 清水町 長泉町 小山町	下田市 伊豆市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 清水町 長泉町 小山町
中部	川根本町	川根本町	菊川市 牧之原市 川根本町
西部	浜松市西区	浜松市西区 湖西市 森町	浜松市北区 浜松市天竜区 湖西市 森町

表 I - 1 - ② 静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会 地域相談事業 実施幼児数

	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
東伊豆町	1 4	1 4
河津町	9	1 0
南伊豆町	1	3
松崎町	3	2
西伊豆町	5	1 0
合計	3 2	3 9

※啓発事業とは

言語障害児指導相談事業補助金（県健康福祉部より）を受けて静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会が3カ年計画で実施しているもの。会員2名が上記の町に出向き 幼稚園等を会場にして言語等の相談を行う。25年度も相談幼児数は増えているもよう。

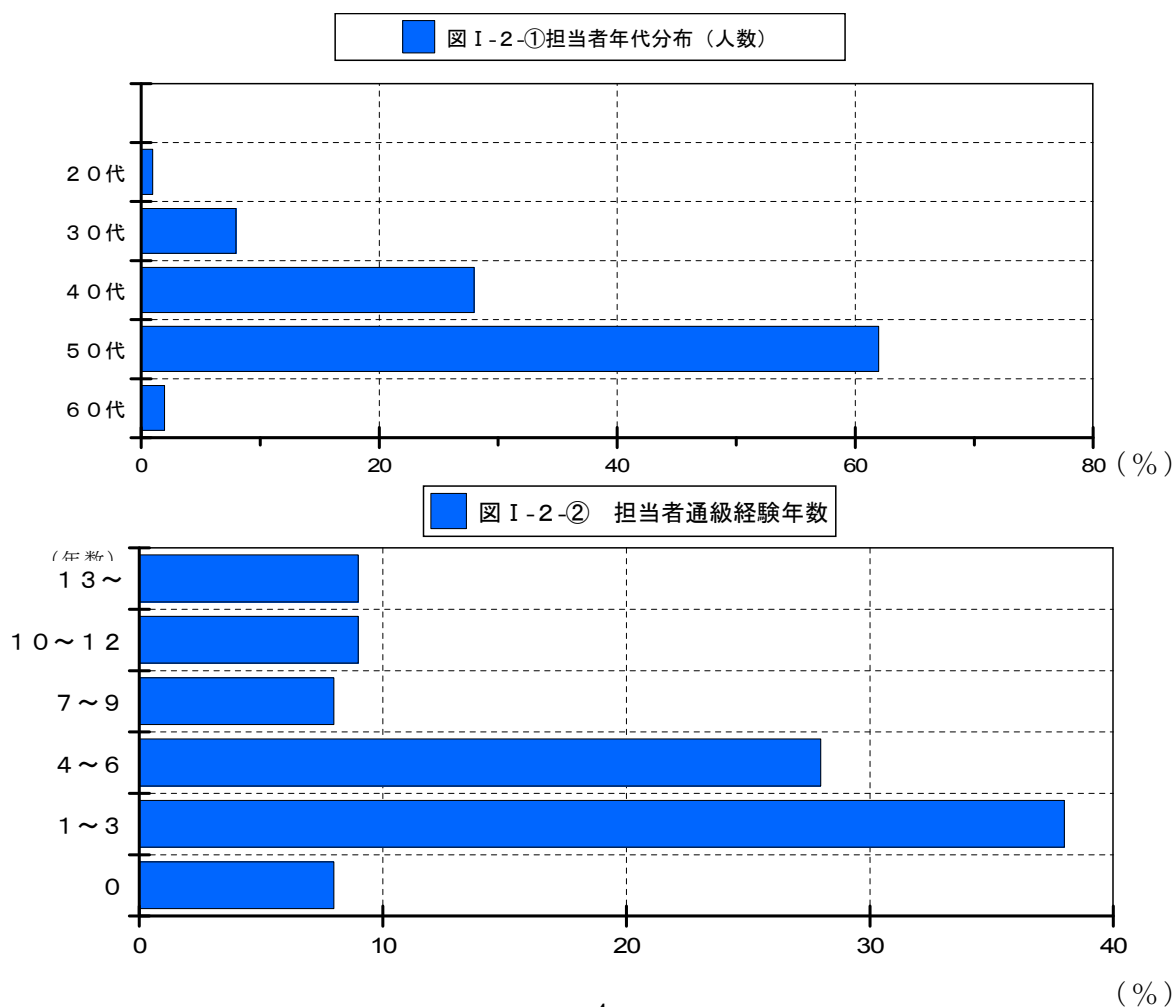
2 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を活かしつつ、その経験が適切に継承されるよう人事面での配慮をお願いいたします。

県教育委員会のご指導の下、通級指導教室担当者は、言語・聴覚・発達障害児教育の充実に努めてまいりましたが、図 I-2-①が示すように担当者の年齢は63%が50歳代以上で、20歳代は1%、30歳代は8%という状態にあり、明らかに年配者に偏っています。この背景には、豊かな教職経験の上でしか築き上げることのできない高い専門性を要求される職であるためと思われる。

また図 I-2-②が示すように、担当者の半数近くが経験年数3年未満となっており、本会主催の通級指導教室設置校長会でも多くの校長が課題としてあげております。このことは、1市町1教室しか設置されていない市町が多く、他市町との人事交流を図りにくいことが要因と考えられます。

このような不均衡な担当者の構成は専門性を継承したり深めたりすることを難しくし、通級指導教室の質を低下させる原因にもなりかねません。本県の特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、将来的な視点に立った均衡のとれた人事が行われるようにご配慮をお願いします。

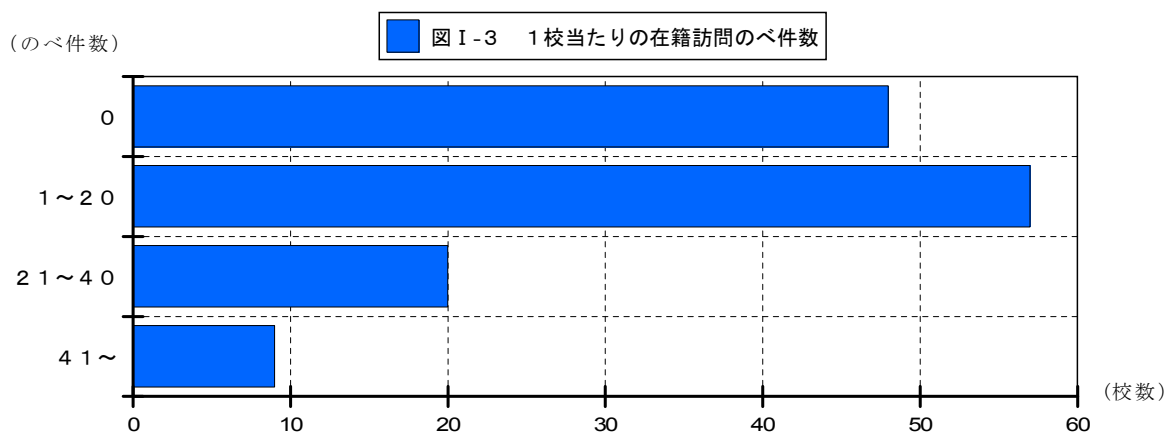
また、近隣地区や新任者等の研修の機会を設けることで、担当者が幅広く育成されていくようにご配慮をお願いいたします。



3 通級指導教室担当者は、通常の指導に加えて、在籍校や関係機関の訪問・参観等も欠かせない業務です。在籍校訪問にかかる旅費についても、予算として配慮をしていただくようお願いいたします。また、通級指導教室担当者と校内特別支援コーディネーターとの連携もとても大切な業務のひとつです。ぜひ、校内特別支援コーディネーターと十分な連携がとれるよう校内特別支援コーディネーターの担当時間数のご配慮をお願いいたします。

通級指導教室は、通級児が在籍校で自分らしさを発揮しながら、生き生きと活動することを大きな目的としています。通級指導教室の指導で教育効果を高めるためには、在籍校との連携は欠くことのできない重要な活動の一つです。そのため、一人の児童に対し、最低でも年一回の在籍校訪問を行うことが理想と考えられます。また、年度の途中での入級にかかわる教育相談の数も非常に多く、在籍校に出向き、学校での様子を把握することも重要です。また、退級していく児童についても在籍校での支援がスムーズに移行できるよう、在籍校での教育相談やケース会議に参加させていただくこともあります。このように、すべての通級児童の在籍校訪問に要する時間を累計すれば相当の時間と旅費を費やしていることは明らかです。

在籍校訪問を必要に応じて行うことができるよう、在籍校訪問にかかる旅費についても予算として配慮をしていただきたいと思います。



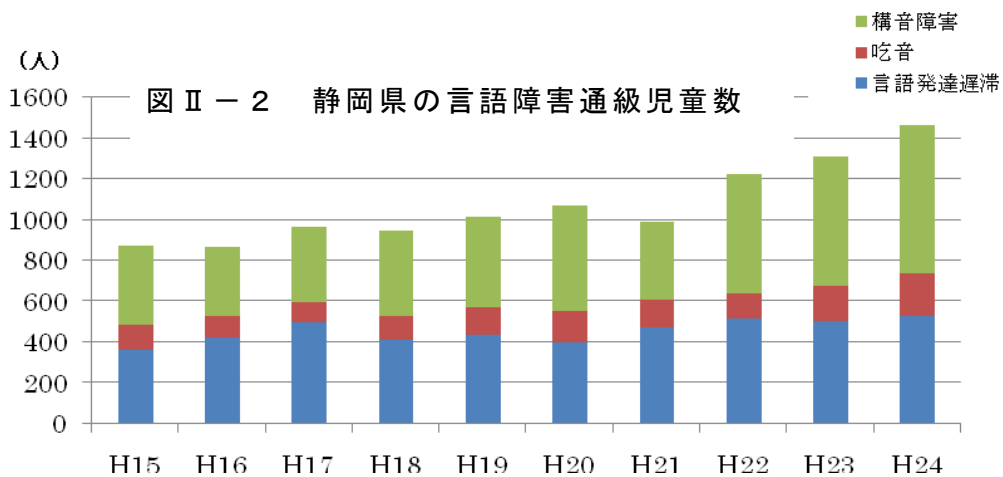
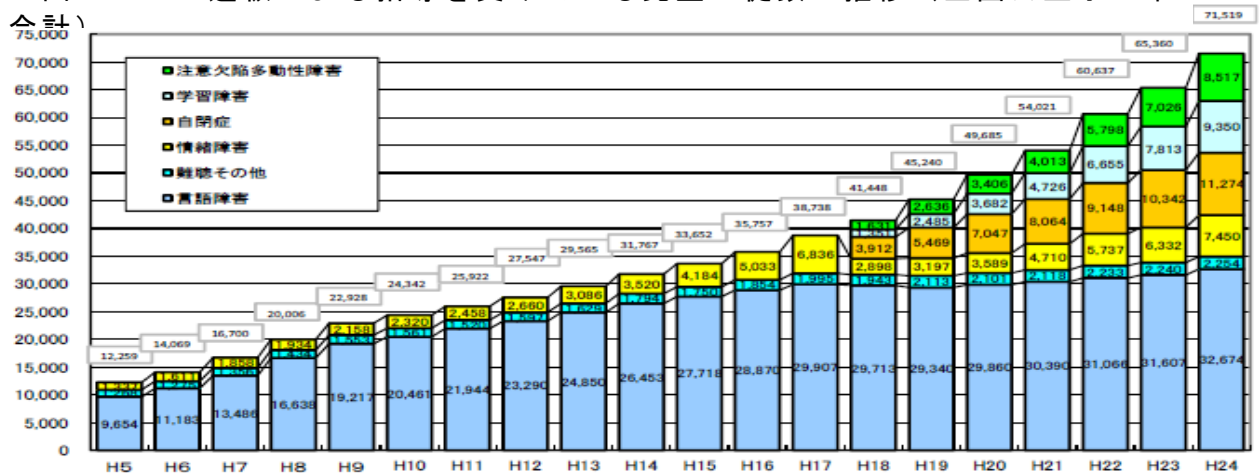
II 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

言語障害通級児童の割合は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えていません。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いいたします。

図Ⅱ－１に示すグラフは、平成５年度から平成２４年度までの通級による指導を受けている全国の児童の推移を示しています。これによると、通級指導を受けている言語障害児の数は全国的に増加傾向にあり、平成２４年度では３２，６７４人に達しています。これは、昨年度比１，０６７人増となります。

また、平成２５年３月に静言研が実施した基本調査によりますと、平成２４年度末までの言語障害通級児童の延べ人数は１，４７８人で、本県も全国の推移と同じように増加傾向にあることがわかります。（図Ⅱ－２）

図Ⅱ－１ 通級による指導を受けている児童生徒数の推移（全国公立小・中



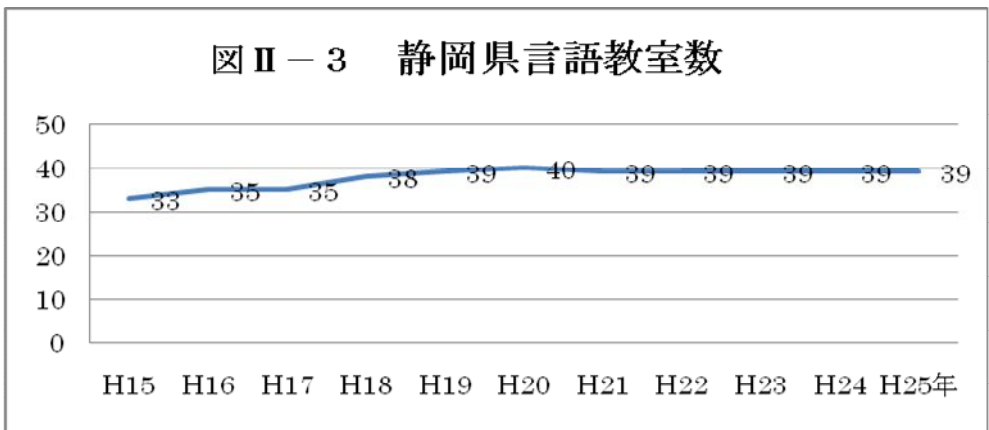
また、平成23年度全県調査では、資料表Ⅱ-1が示すとおり、現在通級していないけれども言語面の困難さがあり指導が必要と在籍学校で認められている児童が小学校244人、中学校27人いることが報告されています。

このような状況でありながら、図Ⅱ-3のとおり県内の言語障害通級指導教室数は平成21年度より横ばいとなっています。

このような教室数や担当者の不足は、担当者一人当たりが指導する児童数や、必要があっても指導を受けられない待機児童の増加を招いており（表Ⅱ-2）、児童や保護者のニーズに十分応えているとは言えない状況です。

表Ⅱ-1 通級指導教室での支援を受けている児童・生徒、ならびに、未通級で通級指導教室での支援が必要と思われる児童・生徒

小学校			中学校		
	現在通級中	通級していないが通級が必要		現在通級中	通級していないが通級が必要
言語教室	925	244	言語教室	通級なし	27
難聴教室	26	9	難聴教室	9	1
難聴学級	4	0	難聴学級	0	0
発達教室	580	1106	発達教室	20	329
合計	1535	1359	合計	29	357



表Ⅱ-2 通級教室における待機児童数

	東部	中部	西部	合計
言語障害（人）	22	19	19	60
発達障害（人）	5	11	19	35

平成25年3月

下記の表Ⅱ－３・４は、「平成２４年度幼児ことばの教室に通っていた児童について」の資料です。

言語障害における早期教育の成果は、これまでも報告されていますが、表Ⅱ－３からは、学年が低いほど適応状態が改善されやすいということがわかります。また、表Ⅱ－４は適応状態が改善し、退級した児童のうち、幼児言語教室に通っていた児童の数を示しています。この資料からは、早い時期から指導を受けることによって適応状態がより早く改善することが把握できます。

以上を踏まえ、言語障害を持つ児童・生徒の適応状態を一日でも早く改善するために、待機児童を出さず、支援を必要とするすべての児童が早い時期から専門的な指導を受けられるよう、適切な言語障害通級指導教室の設置や担当者の配置をよろしく願います。

表Ⅱ－３ 適応状態が改善して退級した児童数

	東部	中部	西部	全県	比率
１年（人）	３６	１０１	１１２	２４９	４０．２％
２年（人）	２６	７８	６５	１６９	２７．３％
３年（人）	１５	４２	３３	９０	１４．５％
４年（人）	１１	２６	１７	５４	８．７％
５年（人）	２	２３	５	３０	４．８％
６年（人）	７	１５	６	２８	４．５％
合計	９７	２８５	２３８	６２０	１００％

表Ⅱ－４ 上記のうち幼児言語教室に通っていた児童数

	東部	中部	西部	全県	退級児童中の比率
１年（人）	２６	７６	８２	１８４	７４％
２年（人）	１３	３９	４３	９５	５６％
３年（人）	４	１０	２１	３５	３９％
４年（人）	２	３	７	１２	２２％
５年（人）	０	６	２	８	２７％
６年（人）	４	０	２	６	２１％
計	４９	１３４	１５７	３２９	５３％

Ⅲ 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

難聴児のニーズについて、発達段階に応じた的確に把握し、将来の社会参加に向けて必要な支援を受けられるよう、下記の点についてご配慮、ご検討をお願いいたします。

- ・研修会等で難聴についての理解を広げる場の設定について
- ・聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室と、医療機関や市町の保健センター、幼・保育園、学校が情報を共有し、連携して支援ができるような働き掛けについて

障害者手帳を持たない18歳未満の軽・中等度難聴児は、毎年30～40人ほど増えているといわれています(つなごう医療 中日メディカルサイトより)。ありがたいことに、昨年8月、本県でFM補聴システムの無料貸し出し事業が始まりました。その事業を利用した方々の声も伺っております(資料Ⅲ-1)。是非とも事業の存続、拡大をお願いいたします。また、今年度、軽・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業も実施されるようになりました。難聴児を持つ保護者の方にとって大変心強い事業です。これらの事業に関してのご尽力に心より感謝申し上げます。

さて、新生児聴覚スクリーニングが実施されるようになり、早い時期から中度以上の両耳難聴が発見できるようになったため、早期の補聴開始、コミュニケーション指導が受けられるようになってきました。それに伴い、高度・重度難聴でも人口内耳や補聴器を装着して、インテグレーションし、聴覚特別支援学校の通級指導教室に通級しながら通常学級に在籍する児童生徒も増えています。

一方で、通常学級には、困難さをかかえながらもその困難さをだれにも分かってもらえずに生活している軽・中等度難聴児、一側性難聴児も在籍しています。その数は、正確に把握することはできていません。きこえにくさは目に見えず、本人も周りの人もきこえにくいことが分からないので、「ニーズがない」と捉えられてしまうからです。「本人に確かめると、『きこえている。大丈夫。』と返ってくるので、困ることはありません。」と担任は言います。しかし、FM補聴器貸与児童の感想にもあるように、難聴児自身は自分がどれだけ聞き落としているのか判断することはできません。したがって、何度確かめても「聞こえている。大丈夫。」でありながら、本当は、情報が落ちたままの状態が積み重なっていくこととなります。その上、静かなところや1対1の会話では、ききとることができるので、「(いつでも)きこえている」と「誤解」されてしまい、必要な支援を受けることができません。

聴力は落ちる可能性はあっても治るものではなく、適切な支援を受けられずに学年が上がると、新たな困難さが生まれます。中学校に入ると、学習内容や難語句が増え、教科担任制となり人間関係も複雑になります。きこえについて正しく認識できないまま思春期に入り、得られる情報に不安があっても口にできず、自己肯定感が低下してしまうと、学習意欲の低下や不登校など、2次障害につながることも懸念されます。

近くに聴覚障害特別支援学級や通級指導教室があれば、早い時期から発達段階に応じた障害理解教育を進めることができるので、このような困難さや問題を軽減することができます。また、担任と共に集団の中でのよりよい支援を考えることが可能になります。また、同じ障害をもつ仲間と出会い、遠慮せずに気持ちを出す経験をすることで、自己肯定感を高める

こともできます。しかし、県内では、平成22年度を境に聴覚障害特別支援学級・通級指導教室数は、減少しています(H22:11教室 H23~:3教室、但し静言研に加入している教室数)。

学校生活の中での困難さや問題を軽減するためには、難聴児のニーズをキャッチすることが必要だと考えます。特別支援コーディネーターや就学指導担当・養護教諭等の研修会で難聴について触れ、理解してくれる人が学校にいれば、難聴児のニーズに気付くチャンスが広がります。聴覚障害特別支援学級・通級指導教室とも連携しやすくなります。軽度難聴で医師から(医療面で治療の継続、ある程度の生活言語の獲得という意味で)「心配ない。」と言われた保護者に、学校生活で起こりうる心配や可能な支援について伝えることもできます。このように、医療機関、市町の保健センター、幼・保育園、小・中・高等学校、聴覚障害特別支援学級・通級指導教室がそれぞれ継続してなめらかに連携することができれば、難聴児の情報を共有して支援できるようになると考えます。

小学生の保護者は、中学校での生活や学習、高校受験(特に英語)に様々な不安をもっています(資料Ⅲ-2)。英語のヒアリングの受け方などについては、公立学校では対応してもらえるケースが増えていると聞いています。しかし、実際には、各中学校で個のニーズに応じた支援がなされていないため、自分に合った受験方法が分からず利用できない場合もあり、私立学校においては学校間で受け入れに差があることも事実です。県内のすべての高校で難聴生徒も「きくことができる」という平等な条件のもとで受験できるよう、これからも働き掛けをお願いいたします。

また、静岡市内では、英語の時間に限って支援員を導入している中学校があります。これは、難聴の児童生徒、保護者からの申し出により実現したと聞いていますが、英語に限るため、支援員は、英語の教員免許を有するものの、難聴についての専門的な知識を得る時間も場も無く、授業以外で難聴生徒とかかわる時間をもったり担任と支援方法を模索したりすることはできていません。支援員であっても専門的な研修に参加することが保障され、個に応じた支援のあり方を本人とともに考えていけるようにし、より多くの中学校でこのような支援が受けられるようになることが、児童・生徒、保護者からのニーズに応えることにつながると考えます。中学校の聴覚障害特別支援学級は無く、通級指導教室は聴覚特別支援学校に通うしかないため、通級が必要であっても通級できる生徒は減少傾向にあるという実態からも、在籍校でのこのような支援の形態が望まれていると思われま

す。難聴児のニーズについて、発達段階に応じて的確に把握し、将来の社会参加に向けて必要な支援を受けられるよう、研修会等で難聴についての理解を広げる場を設定し、聴覚障害特別支援学級・通級指導教室と、医療機関や市町の保健センター、幼・保育園、学校が情報を共有し、連携して支援ができるような働き掛けについて、ご配慮、ご検討をお願いいたします。

(資料Ⅲ－１)

「FM 補聴器貸与児童の保護者へのアンケート

(県立総合病院乳幼児聴覚支援センターの資料)」より

学習効果について	<ul style="list-style-type: none">・ガヤガヤしている所や授業中周りの友達が話していても、先生の声が聞き取りやすくなった。・中学では多数の先生の授業を受けるようになるので、更に有効的に使用できると思う。・運動場や体育館などでは、FM 補聴器を使用することで今まで聞き取れなかった部分を聞き取ることができ、行動しやすくなった。・先生の言っていることが分かるので、今は自信を持って発表や授業の中でも、生き生きと活動している。周りの子から明るくなったと言われた。
難聴への理解について	<ul style="list-style-type: none">・補聴器を着けていれば大丈夫と思っていたが、聞こえていなかった事がたくさんあったということが分かった。・発表する友達が FM 補聴器を使ってくれたのでよく聞き取れた。・集会時も校長先生や、他の先生方が使ってくれて、とても助かっている。
購入について	<ul style="list-style-type: none">・子どもにとって必要かどうか、買うことに悩んでいたが、6 か月間の無料貸し出しのおかげで FM の必要性を感じる事ができた。
貸与児童について	貸与児童総数 11名 (今年度新規貸与 3名) 現在貸与数 9名 待機待ち 2名 *手続き中 延長審査申請児 5名 *延長6カ月

(資料Ⅲ－２)

聴覚障害通級指導教室（富士宮東小みみの教室）に通級する高学年児童の
保護者アンケートより

中学校生活への不安・望むこと

<p>心配なことはありますか</p>	<ul style="list-style-type: none">・本人は「きこえているから大丈夫」と言うが、これからどの程度理解できるか。・小さい声はきき取れないので、先生や友達の話が理解できるか。・勉強についていけるか。（特に英語）・英語のききとりができるか。・きこえていないことが原因でいじめられないか。・きこえについての先生や友達の理解が得られるか。・災害時にきちんとした情報が得られるか。
<p>学校に望むこと</p>	<ul style="list-style-type: none">・先生方の難聴への理解・ききとれずに困ったときに助けてほしい。・試験の時に、配慮してほしい。・できるだけいろいろな情報がきちんと得られるように配慮していただけるとありがたい。
<p>聴覚障害通級指導教室に望むこと</p>	<ul style="list-style-type: none">・困ったときに相談にのってほしい。・授業や部活を休まずに通級できるなら、通級したい。・受験についての情報を教えてほしい。また、親としてできることがあれば教えてほしい。

IV 発達障害通級指導教室充実発展のための要望

1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだまだニーズに応えるものではありません。未設置の市町村においては、一刻も早く新設されることを願います。また、既設の市町においてもニーズに応じた新設・増設をお願いいたします。

発達障害の通級指導教室の設置が進んでいますが、表Ⅳ－１－①のとおり、現在、県内23市中5市、12町中10町、政令指定都市である浜松市の7地区中2地区が、発達障害通級教室が未設置となっています。

文科省の平成24年5月に実施された調査では、表Ⅳ－１－②からわかるように、静岡県において発達障害の通級教室で指導を受けている児童は759人でした。しかし、表Ⅳ－１－②で示す平成25年3月における状況調査では、正規で832名、サービスで108名と合計967名の児童が指導を受けている実態が把握されました。

このことから、発達障害の通級教室における指導を必要とする児童は増加傾向にあり、発達障害通級指導教室の設置がまだまだニーズに応えるものではないことは、明らかです。

未設置の市町においては、一刻も早く新設されることを願うとともに、既設の市町においてもニーズに応じた新設・増設をお願いいたします。

表Ⅳ－１－①

平成25年度発達通級教室未設置の市町

地区	未設置市町		就学児童数
東部	伊豆市		1487
	下田市		1047
	賀茂郡	東伊豆町	561
		河津町	374
		南伊豆町	418
		松崎町	321
西伊豆町	367		
	駿東郡	清水町	1972
		長泉町	2635
		小山町	1072
中部	菊川市		2686
	牧ノ原市		2641
	榛原郡	川根本町	251
西部	浜松市	北区	5121
		天竜区	1190
	湖西市		3541
	周智郡	森町	1010

表Ⅳ－１－② 平成24年度

通級で指導を受けている児童数

障害種	自閉症	学習障害	ADHD	情緒障害	合計人数
児童数	421	156	182	2	759

表Ⅳ－１－③

25年度地区別静岡県発達教室通級児童数

発達教室	東部	中部	西部	県(合計)
正規	202	505	125	832
サービス	21	25	62	108
合計	223	530	214	967

2 県内では、中学区校の発達通級指導教室は浜松に3教室、静岡市に1教室ありますが、他市町は通級での指導を受けることができるのは6年生までとなっています。ぜひ、中学校での発達障害通級指導教室の新設を進めて下さいますようお願いいたします。

平成23年66011人を対象に実施した全県調査では、図IV-2-①に示すとおり全体の0.5%にあたる357人の生徒が中学で通級指導を必要としてあげられ、その中の9割以上である349人が発達障害通級指導教室対象の生徒となるという結果が得られました。この結果から、平成23年度に中学校の発達障害通級教室にて指導を受けている生徒は、支援を要すると考えられる生徒の約5%であり、ニーズに応えるものになっていないことがわかります。

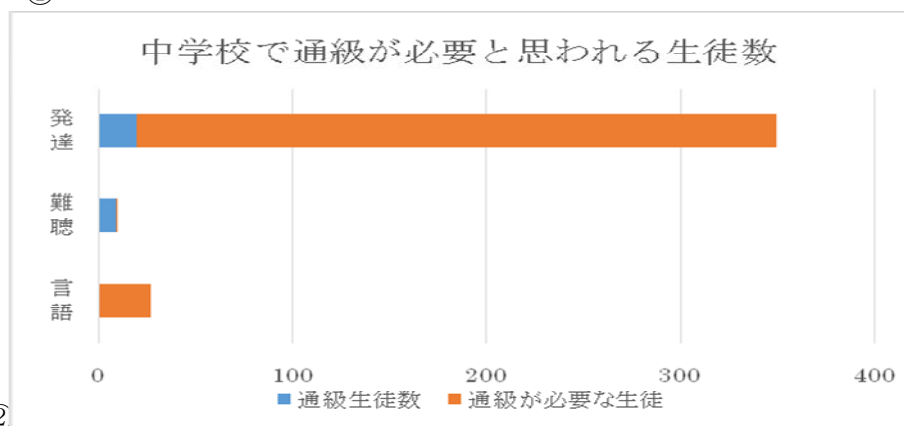
図IV-2-②は、平成25年3月、通級指導を受けている6年生の保護者115名を対象としたアンケート結果です。

中学での通級指導を希望する保護者の声が全体の90パーセントを占めていますが、平成25年度現在静岡県において、中学校に発達教室が設置されている市は、現在政令都市の静岡市と浜松市の4教室であるため、実際通級指導を受けられる生徒数は保護者が通級を希望している生徒の約5%という結果でした。

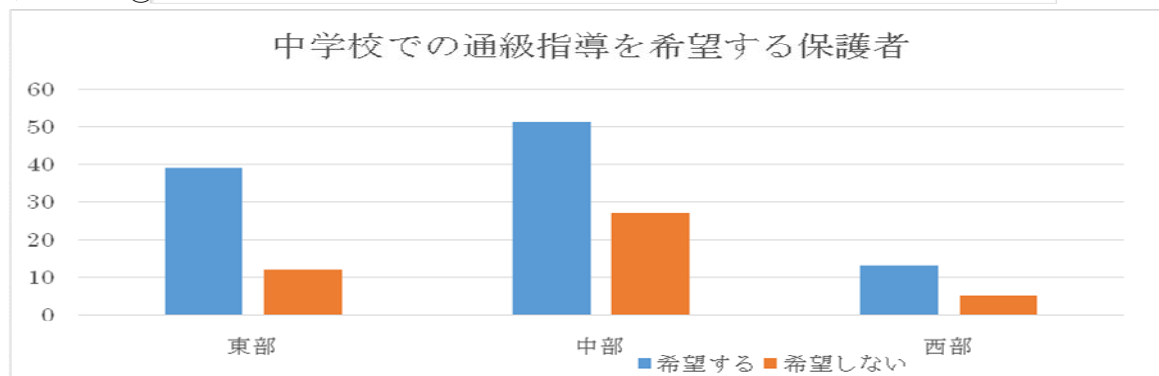
この調査結果から、せっかく小学校で通級指導を受け、中学進学後も継続指導が必要と思われる児童の割合が、全体の9割以上になるのにも関わらず、そのうち大部分が中学校に通級指導教室がないために指導を中止せざるを得ない状況になっていることは明らかです。

小学校で通級指導を受けてきた生徒保護者にとって、自立に向かう中学校期の大切な時期に特別的な指導・教育が中断されてしまうことが、今や大きな不安となっています。このことが、将来の社会自立を妨げることになる可能性も否定できません。

図IV-2-①



図IV-2-②



図Ⅳ－２－③は、保護者が望む中学校における通級指導の内容です。SSTや認知学習の補充と並び、メンタルケアの割合が高くなっていることが、注目すべき点です。

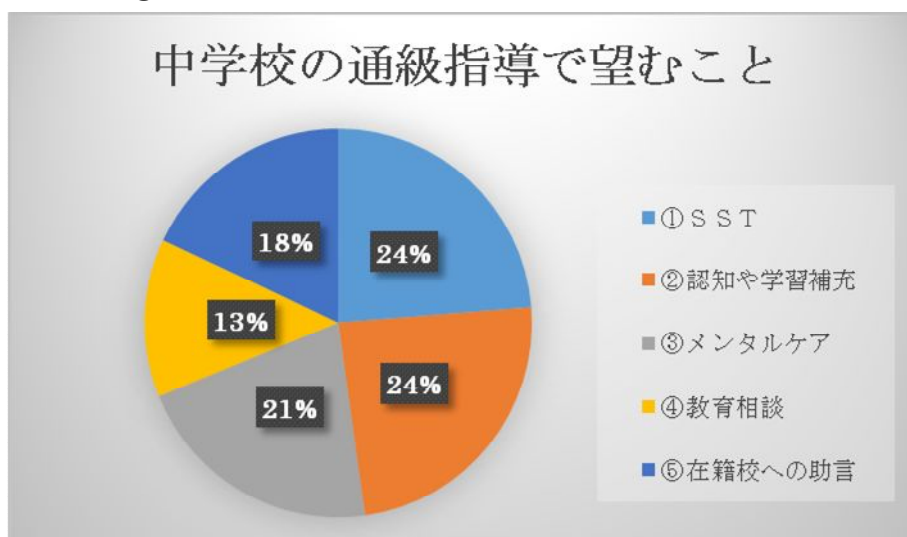
中学校期、思春期を迎えることにより、生徒らに小学校期とは異なる新たな問題が起こり、困難さを感じるであろうことは十分予想されます。不全感の積み重ねは不適応の悪化に及び、二次障害にもつながります。

文科省の平成15年「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」では、「不登校との関連で新たに指摘されている課題として注目されているものに、学習障害（LD）と注意欠陥／多動性障害（ADHD）等があります。」とあり、現場からも発達障害を持ち、不登校傾向にある生徒へのサポートの要請の声が上がっています。

平成25年7月に行われた通級指導教室担当者研修会では、浜松市の中学校に設置されている通級指導教室の取り組みが紹介され、通級指導を受けたことで不登校傾向であった生徒が安心して登校できるようになったケース等、成果が報告されました。

発達障害を持つ生徒が、適切な支援や環境調整を受けることにより、二次的な障害の予防を図ることができるようにするためにも、中学校における発達障害通級指導教室の開設を進めて下さいますようお願いいたします。

図Ⅳ－２－③



V 早期指導充実発展のための要望

1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われます。早期支援の重要性を鑑みこのことについてご検討くださるようお願いいたします。

平成25年度、「幼児ことばの教室」は46教室あり、その教室を担当する行政や設置場所はさまざまです。（図V-1-①②）

学齢のことばの教室が設置されている小学校内にある「幼児ことばの教室」においては、小学校へのスムーズな就学や通級教室へのスムーズな移行、また指導等に関する日常的な情報交換や研修が行われることができ、成果をあげています。図V-1-③に示すとおり、

9割以上の子どもが通常学級へ就学することから、今後できるだけ学齢ことばの教室の設置されている小学校に「幼児ことばの教室」を設置していただきますようお願いいたします。

また東部地区では未設置地域が多く、遠距離のために、通いたくても通えない状況です。そこで幼児のことばの発達や心と身体のバランスのとれた発達のための早期教育の必要性を啓発し、幼児ことばの教室の設置を促進するため、県の助成金により平成23年度より3か年に渡り5町で「東部地区巡回相談事業」を実施しました。それによって、言語指導へのニーズが高まり、幼児ことばの教室の新設が検討されている地域もあるようです。平成26年度以降も継続して支援が受けられるよう、早急に東部地区に「幼児ことばの教室」を設置していただきますようお願いいたします。

中教審より出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告において、「子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や支援の充実は必要である」とあります。「幼児ことばの教室」は乳幼児期に保護者が気軽に相談できる重要な支援機関です。今後益々相談希望者の増加が見込まれます。そのためにも指導員の増員をお願いいたします。また、待機幼児を軽減するためにも設置基準の内容のひとつとして、対象幼児数に対して指導者数を決定する方向でお願いしたいと思っております。

表V-1-① 担当行政 (教室数)

	東部	中部	西部	合計
教育行政	8	18	12	38
福祉行政	6	2	0	8
合計	14	20	12	46

図 V-1-② 設置場所

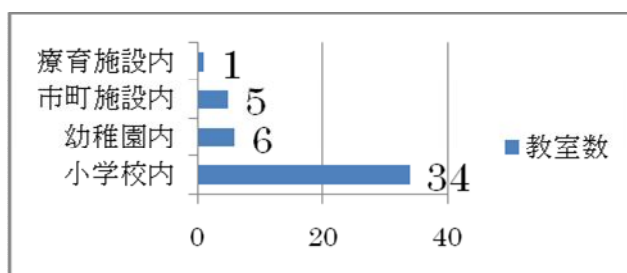
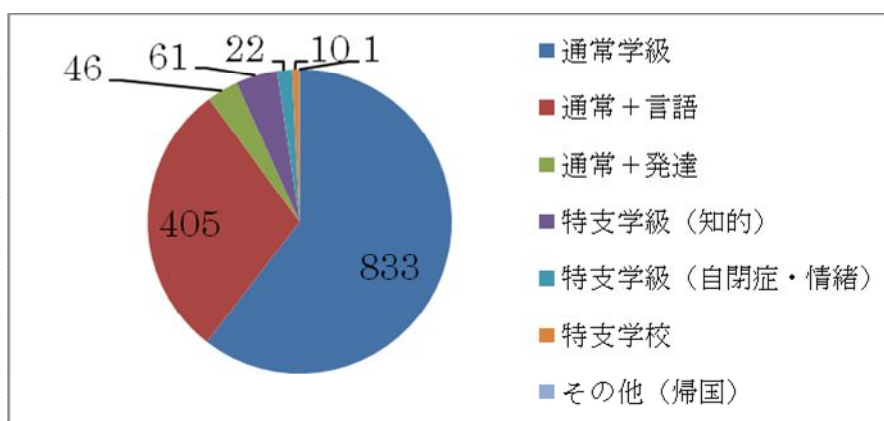


図 V-1-③ 就学先



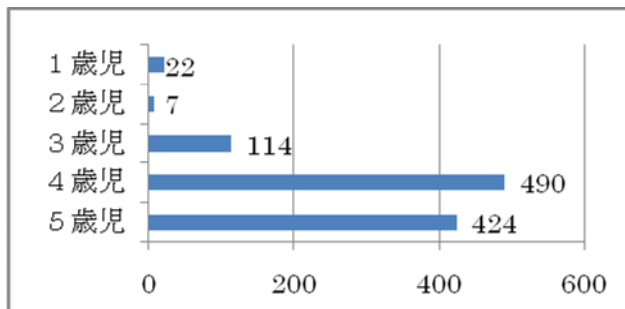
2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員の配置と増員をお願いいたします。また、市町に対して、非常勤嘱託などを配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

近年「幼児ことばの教室」が増加し、指導を受けられる幼児が増えたことは、幼児指導の重要性からしても大変望ましいことです。昨年度、県内の幼児ことばの教室での年間相談件数・指導延べ人数は 2000 人を越えています。（図 V-2-①②）これは、指導員一人当たりになると、27 人になります。1 件の相談には的確なアセスメントのために数時間を要し、指導には個々の特性に応じた教材準備・評価等、多くの時間がかかります。また、指導員は、園との連携や啓発、他機関との連携や支援など、指導以外にも、指導に関連した様々な業務が求められ、その責任を担っています。（表 V-2-③）しかし、指導員は高い専門性（資格）を持ちながら身分は臨時や非常勤であり、正規の職員は 9%にとどまっております。（図 V-2-④）今後ますます高い専門性を生かして指導に当たれるよう、できるだけ正規の職員を配置する必要があります。

嘱託などでは勤務年限が制限されている市があり、せっかく身に付けた専門性がこうした制限により生かされなくなってしまうと同時に、また新たな専門性を身につけるための研修も必要となります。こうした点からも現行の他業務同様の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加についての制約も含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

図 V-2-① 年間相談人数

年齢別



障害別

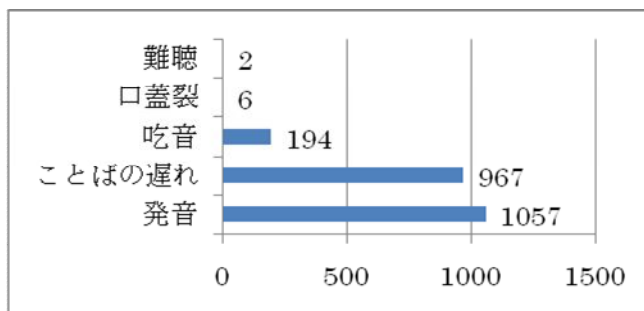
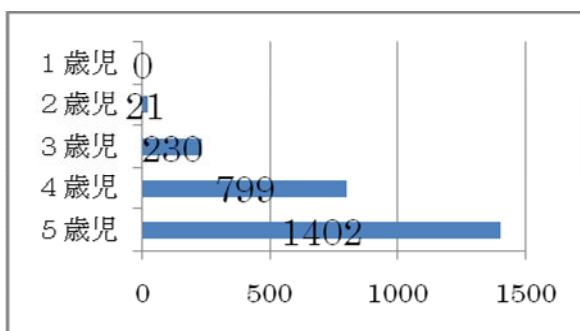


図 V-2-② 年間指導延べ人数

年齢別



障害別

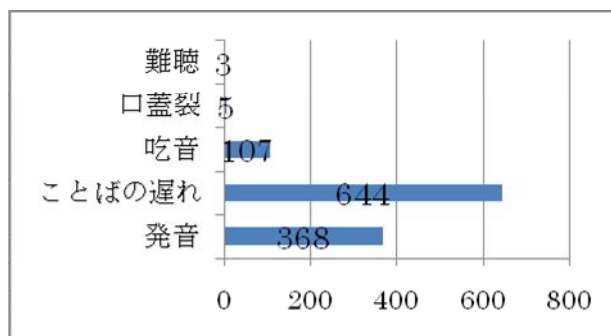


表 V-2-③

園との連携・啓発の取り組み

- 園訪問や電話・連絡ノート・指導報告書・実態報告書による情報交換
- 在籍園担任を対象としたことばの教室説明会や指導公開の開催
- 市町内園長研修会や療育支援講座での説明
- 夏季休業中のスクリーニング（全園または希望園、保護者の希望に応じる）
- 電話相談やケース会議

その他の機関との連携・支援

- 医療機関への紹介や情報提供
- スクールカウンセラーによる巡回相談との連携
- 母子保健担当者・保健師・発達療育支援機関・大学・医療機関との情報交換

図 V-2-④

